

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	環境部 環境・ゼロカーボンシティ推進課
------	---------------------

実施事案名	松山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>本市は、循環型社会の形成に向け、平成4年11月に「松山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定し、おおむね5年ごとに改定を行っています。</p> <p>直近では、令和3年3月に改定を行った後、本市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町及び砥部町の3市3町でごみ処理広域化を実施する方針を踏まえ、令和6年3月に軽微な改定を行いました。この計画で、見直し年度を令和7年度としていることから、本市のごみ処理状況やごみを取り巻く社会・経済情勢などを踏まえ、この度、計画の改定を行います。</p>
策定根拠となる法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項 松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成7年条例第8号)第13条第1項
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の公表予定日	令和8年3月12日(木)
------------	--------------